水鏡

上

共三

和書門
類 一九五 號
二一四 函
一二 架
三 冊

内閣文庫
和書
類 一五一九五 號
三 冊
一三八 函
二 架

内閣文庫
番號 和 15195
冊數 3(1)
函號 138 32

国立公文書館
National Archives of Japan

水鏡卷上

神武天皇
安寧天皇
孝昭天皇
孝靈天皇
開化天皇
垂仁天皇
成務天皇
神功皇后
仁德天皇
反正天皇
綏靖天皇
懿德天皇
孝安天皇
孝元天皇
崇神天皇
景行天皇
仲哀天皇
應神天皇
履中天皇
允恭天皇

内閣文庫
松崎文庫
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

安康天皇
清寧天皇
顯宗天皇
武烈天皇
安閑天皇
欽明天皇

雄略天皇
飯豐天皇
仁賢天皇
継體天皇
宣化天皇

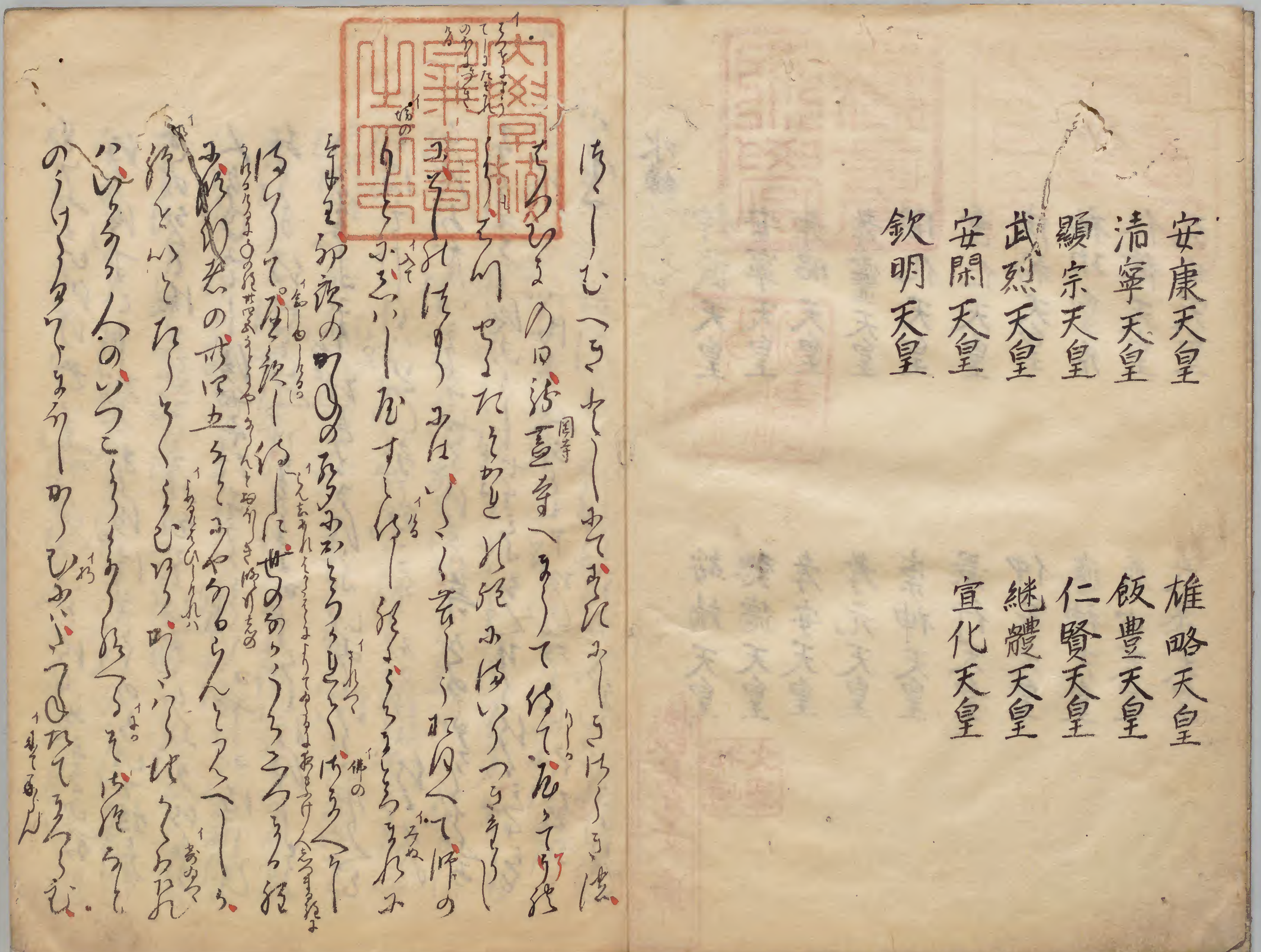

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
れ餓鬼畜生[illegible]地獄[illegible]
[illegible]動[illegible]
[illegible]世間[illegible]
又其の中動の[illegible]
[illegible]の一動
[illegible]
[illegible]
いま[illegible]
[illegible]
動[illegible]
[illegible]

[illegible]の動[illegible]
乃[illegible]
中動[illegible]
[illegible]
[illegible]動[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仏法ハ国家わうこう（王公）ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の文字ハ[illegible]
世のあらんかぎりもつたへ[illegible]
こゝろ[illegible]ハ[illegible]
ぬ世ふたゝび[illegible]
[illegible]ハ世絶[illegible]
[illegible]のこゝ[illegible]
[illegible]
わ[illegible]
[illegible]
[illegible]

第一

神武天皇

七十六年三月甲辰日崩年百二十七
九月丙寅日葬大和国畝火山東北陵

神武天皇とゝしてゝ[illegible]
の[illegible]四の[illegible]
は毎ハ[illegible]
[illegible]
さり[illegible]
生れ[illegible]甲申歳東宮ふ[illegible]
年正月一日[illegible]
[illegible]七十六年神代[illegible]
一八[illegible]
一八[illegible]
[illegible]玉依姫ハ[illegible]
[illegible]海神の世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]庚午[illegible]
[illegible]十五年間の
[illegible]五十二さて世をたも
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はるかに三十二世をたもたせ給ひ八十二年なり

第六 孝安天皇 百二年崩 正月九日 年百三十七 葬大和国玉手岳上陵

次のみかど孝安天皇とぞ申す 孝昭天皇乃中ノ二皇子なり
母世襲足姫 孝昭天皇の治世六十八年正月東
宮みまかりたまひ 己丑九年正月十三日
辛卯位をゆづり給ふ治世七十六世をたもたせ給ふ
凡百二年

第七 孝霊天皇 七十六年崩 二月 年百三十四 葬大和国片岳馬坂陵

はるかのむかし孝霊天皇と申す 孝安天皇第一の御子
母皇太后姉押姫 孝安天皇乃治世七十六年正
月に東宮に立ち給ひ 丙戌六年崩ぜ給ひ

次の年五月二百を経ゆるしかばとて
ちかき年七十六年にいたりて母の天皇
の祇園精舎の御ほけてねはんの論育出生の法を行ふとて
ふるき行しに須達長者はたらいて仏寿十二年
と申せし ふせかりと祇陀太子なるものゆゑ
く刹を建て給ひ建立百年ゆくすけたるとて論育
迦王そはたらき給ふとぞ申しける

第八 孝元天皇 五十七年崩 年百十七 葬大和国軽剣池島上陵

次のてんしは孝元天皇と申す 母は皇后
宮細媛 孝霊天皇の御世廿六年丙午 青東宮に
立たまふ治世十九年の正月十五日に崩ぜ給ふ

はるの年七年三十九年乙丑六月
ふれ、しに大臣の海ゆ色利しまうあつまりしかば
廿九
開化天皇 六十年崩 年百十五
葬大和國春日率川坂本陵
次の帝を開化天皇と申す 孝元天皇乃第二皇子母
皇太后欝色謎命 孝元天皇の世廿二年春
正東宮に立給ふ 十六歳 十月十日
位つき給ふ 五十一世と申す 六十年
いは世に化とぞ 南海に猛蛇
隠れ給ひ 又五十
そしらひ給ひ 夏を
ひろめ給ひ 八月
年百十九 又紙
を作給ふ 再ひて海育如王の世
給ふ 百年せし ふゆ
くも心ら人の心 の
はるとふ 八月
年七十 給ふ
崇神天皇 六十八年崩 上月十日
葬大和國山邊道上陵
次の天皇 崇神天皇と申す 開化天皇第二の御子 母皇后
伊香色謎命 甲申 正月十三日 位に
五十二世と 六年
八年 六年
又五
ものつかひ
ものつかひ
ものつかひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]月小寄と后の御ひさと孫
[illegible]后[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十二

景行天皇

六十年崩 年百四十三 葬大和国山邊道上陵

次の天皇は景行天皇と申す垂仁天皇の第三の御子なり母の皇后日葉酢媛命也垂仁天皇の御世戊辰正月甲子日東宮に立たまふ

御とし十七にして中殿の御ぜんにて四方の国をみそなはしたまふ

八月に東の方の国をみそなはしたまふ

大足彦尊

十二月に東の方の国をみそなはしたまふ

十月に東の方の国をみそなはしたまふ

七月に吉備の国をみそなはしたまふ

六十年己丑十月に成務天皇の事をことしたまふ

武内宿禰

武内宿禰は孝元天皇の御子なり母は紀の伊の国の人なり

武内宿禰は孝元天皇の御子なり

武内宿禰は孝元天皇の御子なり

武内宿禰は孝元天皇の御子

御母の皇后西道入姫也景行天皇乃世五十一年冬十
子日東宮立給ふ辛未崩年百三十七
御子四十九世代たもつ御子二十五人御子
腸れ御長ゝ一人ありたまふ
やしまと大倭ふるくに
りたまはしまとふるもとし棟梁はたもとはたもと
長門市事ゝはたもの名をもしはかる
りしみかゝ御子なるまとせ御子なるまとせ
さそはもしのこと仲哀天皇の後をもつぎ
さそはもしのこと仲哀天皇の後をもつぎ
ゝ
仲哀天皇 九年崩年五十二 葬河内国恵我長野西陵
次のゝかゝ仲哀天皇ゝ御子 日本武尊

のゝ御子二のゝ御子ふたりゝ
ゝ成務天皇三十八年冬十月
正月十日ふ御子ゝ御年百四十七
はゝ
御子ゝ
神功皇后 六十九年崩年百 葬大和国狭城楯列陵
次のゝかゝ神功皇后ゝ記開化天皇の御ひめこ
哀天皇乃后ゝたてまつり御母葛木高額媛
辛巳ゝ十月百御子ゝ女帝八ゝ御母
ゝ世ゝたまふ二十九年
御子ゝ世不御子ゝ仲哀天皇の御子八年

しふばしてすなはち飛こしの国に居ましてのちふくばと
しの名ぬかるぬかの子国は新羅といふ所にありて
そのつくらしてこがねとなりぬ
神のたまはくこの国を用ひて造れる船
渡りてゆく皇后いまの所に
行きてまさに生まれたまはんとす神の教へたまふ
とりて行れの神のたまはくこれ
行しふ神託宣してのたまはく伊勢国すずかの
行神なりとおらんれ行しふふて白石にふふ出さ
せりして行しとふふ入させりの所にこさる
ら我皇后にして二ふりの御子ありしかみ
りあるべきにふりはものして行りの宮を

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

ゐて月をあらためて皇后と白玉大后ふ[illegible]たてまつる所
所をさだめ[illegible]ゐ[illegible]ゐ祇園精舎を天慶燒[illegible]ふ

第十六
應神天皇　四十一年前申年百十一
在河内国恵我藻陵

次のとかの應神天皇とは[illegible]のやまとの国はいけるなり
仲哀天皇第四の后より所母神功皇后より[illegible]神功皇后
の所世三年庚寅の年四歳也庚寅の年正
月丁亥日[illegible]つまり[illegible]申年七十一世と[illegible]
[illegible]四十一年[illegible]武内の[illegible]
[illegible]武内の[illegible]
[illegible]

王[illegible]ふて新羅を兼百濟を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

仁德天皇

治八十七年。崩。年百十。正月十六日
葬和泉國百舌鳥野陵

仁德天皇と申奉るは應神天皇第四の御子御母皇
后仲姫。[illegible]女也。[illegible]
正月己卯日位につき給ひ御年廿
四世と申せしかども心十七年にして帝の御身と東宮
しかいずれの御子と申しふあるべきやうなし
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の所ゆゑとして[illegible]の位をくだし給ふ
六十二年と申しまゐらせ候
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第十八
履中天皇

六年崩、三月五日、年六十七、
葬和泉国百舌鳥耳原陵

履中天皇と履中天皇の御子[illegible]仁徳天皇の御子河内の磐
磐之姫（イ本多縁襲津彦女）仁徳天皇[illegible]
歳庚子[illegible]二月一日位[illegible]
[illegible]六十二世[illegible]
[illegible]六年[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

まいてかとかくはのたかうさはさかてを
ふきのこのふかはふしつものをるのこのふかはふしたの
ぬきのふたもとのりてくらはいてきはてはのの
年はふはさはてのうちの黒髪とて原をてあら
せはしかりし五年九月ふしあたちのくにたて
しかりしはいたにうちの風のたてふかてをるる
あるてはふかいふかりつてはしまてはてとをを
ひめるを中ことをいをくはしかい

反正天皇（六年崩 年六十 葬和泉国百舌鳥耳原北陵）

次の皇子は反正天皇と申す仁徳天皇の四番の王子履中天
皇の母は磐之媛の腹の皇后磐之媛の腹履中天皇の

御世二年正月に東宮を立てたまふ中年五十履中天皇の
子なりしかばこれを立てたまふ
ひしく丙午の年春二月に住吉仲皇子を殺したまふ
こらせたまふ六年みづのえの子の月に月の光なかりしに
御門の女人四人五分御門の長一寸ばかりなりしを
なりてひとつらぬきたるやうにふれたりしをこれを
しるしにてはをりをりのうらなひをしたまふ
ものをりの皇子をこそ位にしたまふ雨風時に
ふきいせをそらにふく民草たのうれはしかりつるを次の
年十月に都をはのやまの宮のうちにうつりたまひ
ぬ

光孝天皇

四十二年崩　年八十　葬河内国恵我長野北原陵

此のみかどの父は仁徳天皇の御子なり母は履仲天皇同腹の
皇后磐之媛と申す御子の中に十九番にあたらせ給ふ十二月に位につかせ給ふ
十九世にあたらせ給ふ四十二年にあたる足正天皇
いとけなくおはしましける時より世を思ひ給ふ心ふかくして
世をすくはせ給ふ事のみ多くおはしましける
しかるに人皇のはじめ神武天皇より
五十五代にあたらせ給ふ文徳天皇
の御代に清和天皇
とあらせ給ふ帝王の御位のむかしにかはりて
世をおさめ給ふ事ありがたかりける事なり
かくて天皇の御子
八十五人
とぞ申しける
清和
天皇
の
御
子
の
中
に
の
御
子
の
中
に
の
御
子
の
中
に

今はてらけるを五てらにはなくのこしたまへれ
ぬ事なれどおれてふのれはてまふりはてと
ぬられたまへ一天下の人をひとりとれかてはて
ハ門をはしりてとしてやし青原和尚へてまと
ものつかひしかば心用ふまてはてまとの所為
とはてをいたせもひしふてまとしはてはいまさ
せたりしてまふてはてかのてをもるたまを
てかの用をはてまさ七年ばかりはてまひあり
しかはてまと琴をもてはてまはてはてまと后をめでたてまつりて
てをもてはてまるかひしてまあれひめことはてはてまを
てまはてはてまとあてまふられてはてまふてまと

てまはてはてまとはてはてまとあらはてはてまはてはてまはてはてま

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の大せのことはけまとてしてさとたまてかれたのあとかたもなくなりぬ多の紀ものもしもせられ
給ふ法ことのをりしにそのかたをしるよすはかりなくしてそのかたをとどめ給ふ
ふたりの御子をもちて高野眉輪王七歳

中卅六二

雄略天皇 二十三年崩 年九十三 八月七日
葬河内国高鷲原陵

次の天皇雄略天皇 安康天皇の弟 紀元恭天皇第五の子 母
皇后忍坂大中姫命 丙申歳十月十日位ふ法紀
御年七十世と云
をしたれは天皇は玉のうてなの上日のかたをしたれ
はるかにてのうへをしたまふくらゐ

[illegible]世の人大悪天皇と申す二年と申し七
月ふみをあいせ給ひしに女[illegible]ふあるかたをもて
なをいうなりて男女[illegible]
本はなかふ法[illegible]
二月[illegible]
ふみをの御[illegible]
[illegible]
のなかなの[illegible]
のなかいをみ[illegible]
てあるをふかく[illegible]
[illegible]の御[illegible]

きゝ人ゝをはかりをせやらしめたまひし廿二年の春
七月ふるゝ雨のゝちはれゝ日ふりつゝ日照
りしかば人ゝの家ゝ屋ゐたるものゝ多くこゝろ
やまひをなす

廿三 清寧天皇

次の天皇清寧天皇と申奉れり雄略天皇の御子母の皇太
史人葛城韓姫也雄略天皇の御世廿二年正月に東宮
[己未の年十月に位に即給ふ]
さだめ給ふ廿五年八月に位に即給ふ五年八月に生れ
給ひしより白髮にして御ぐしの白髮皇子と申奉る
民とも心あるものゝ心ある人ゝ是を見奉りて
[己未の年]
[庚申]
[辛酉]
[壬戌]
[癸亥]
[甲子]
[乙丑]
[丙寅]
[丁卯]
[戊辰]
[己巳]
[庚午]
[辛未]
[壬申]
[癸酉]
[甲戌]
[乙亥]
[丙子]
[丁丑]
[戊寅]
[己卯]
[庚辰]
[辛巳]
[壬午]
[癸未]
[甲申]
[乙酉]
[丙戌]
[丁亥]
[戊子]
[己丑]
[庚寅]
[辛卯]
[壬辰]
[癸巳]
[甲午]
[乙未]
[丙申]
[丁酉]
[戊戌]
[己亥]
[庚子]
[辛丑]
[壬寅]
[癸卯]
[甲辰]
[乙巳]
[丙午]
[丁未]
[戊申]
[己酉]
[庚戌]
[辛亥]
[壬子]
[癸丑]
[甲寅]
[乙卯]
[丙辰]
[丁巳]
[戊午]
[己未

[illegible]

顕宗天皇

三年崩一年三十八　四月廿日

葬大和国磐杯丘陵

[illegible]

[illegible]

[illegible]の君はいとうつくしうなりたまへるを
[illegible]あいくして邪の国の君
みかりしてあそびのものふねをしかでらし大
まうてがたのうつふてして酒のみあそびうたして
[illegible]の君はいかのあるをひ
はけくまものみとて邪の国をせめうちてさいた
[illegible]して邪の国の民をおこして従ふ者
くをしてをうちめよ[illegible]なりて考まはしこの人の王を
ひとまうはてやしてを清寧天皇うちして
まれうひとうちいつるかはをつきはて
しうてあふの王ををかをふたりはこ[illegible]

清寧天皇うはてはいかをふ[illegible]
所をふのはてはいしうををつきをはてを
[illegible]をうてをふはつきはいををはをを
の仮を天皇をはけをまりはいをはをを
せをのかしををうをとをのをををのはををふ
をたをのをはふつをはいををのををををを
て曲水宴をはこをををはいををををををを
をはをの東をふをはをををををををををを
異天皇をはしををれはををををををををを
はしをんをのをををはをはををををををを
をををををををををををををををををを

八つとかてふ和しまた式ちとうとうとの所をとうとう経ふ
のりの行いとうとう大臣も清寧天皇の所めしてを
めしの行て雄略天皇と清寧天皇の内ちとおか
せたまいて修ふのりの行ひ心さしとわ
まれ給へ陵を修ふ行ふ
ひしうたるものまふうたるものは世行さうう
民やとらる修ふ

仁賢天皇 十一年崩 年五十 八月合葬 河内国垣生坂牙陵

次のとうと仁賢天皇やの行ひ
とらのあふ清寧天皇の所の月は
立の戊辰のう正月合修ふきの所年四十

世ゆうう修事十一年の月の内あう後
顕宗天皇の内のの中ふ月の行ぬ所心うよ
めうたうたう修ふ

武烈天皇 八年崩 年十八 八月合葬 大和国傍丘磐杯丘北陵

次の武烈天皇の内あう後
大娘。の 仁賢天皇七年正月小東宮ふ立の所年六
月戊寅年十二月の修ふつうの所年十八世代う
の修ふ八年の後ふ
さうしの所はらめふ人
とうの人の腹とうとうとうとうとうとう
のうせておうとうとうとう

はこのかたちにつくりて母をはぐくみ
私のこころをこめて島の松をしきわたすと
ありしのちみ入をる如く松をとふ母子とこれを
をとをくるやうにやうにしてかくしたりしかば
文つくりたりしの紙にかくのあるかくの
うるはしきかたちなりしかば年十八にして
終の位をあたへられをはんぬ

二十五年の崩年八十二 葬桃津岡三島藍野陵

第廿八 繼體天皇 二月

次の帝繼體天皇とやはき應神天皇の八代の子皇位
別皇子とはきこえたまふと大迹王とやりこえたまふと私
要王とまをしたまふ父をば彦主人の王とまをし王の子

母をば振姫とまをしき汗無垂仁天皇七世の
孫ひこぐ振姫の子二月の條に位をつぎ
年五十八世をこのかみ二十五年武烈天皇こと也
終りのち位をつぎたまへり人なりとまをす
はしめて一天下の人なりて仲哀天皇の五代の
孫丹波の國にをりたまふ男大迹王をひとりなりて位を
つぎたまふこれをひとりとまをす
やりてをりたまふ山中にかくれをりて
そのゆくへをしらずとまをしたまふ
ゆゑにかくしてゆゑの
御子なり小應神天皇の五代の孫の王の
とまをすなり

汗無垂仁 仲哀王 丹波王 大迹王

[illegible]

[illegible]

安閑天皇　二年崩、年七十、葬河内国古市高屋丘陵、

次の天皇は安閑天皇とぞ申す。継体天皇の第一の皇子、母は尾張連草香の女、目子の媛と申す。二月の十八日に位に即き給ひ、二年を経給ひて、乙卯の年の十月の十日に崩ぬ。

宣化天皇　四年崩、年七十三、葬大和国身狭桃花鳥坂上陵

次の帝は宣化天皇とぞ申す。安閑天皇の同じ母の御弟、継体天皇の第二の皇子、母は尾張連草香の女、目子の媛と申す。丙辰の年の十月の十日に位に即き給ひ、四年を経給ひて、己未の年の十月の十日に崩ぬ。

欽明天皇　二十二年崩、歳八十、葬大和国檜隈坂合陵

次の天皇は欽明天皇とぞ申す。安閑天皇の同じ母の御弟、継体天皇の第三の皇子、母は尾張連草香の女、目子の媛と申す。

皇后手白香皇女癸亥歳位に[illegible]

廿二年甲午十月百濟国より佛像つくりたてまつる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]八月[illegible]ふ殿の中[illegible]
[illegible]
[illegible]
野干とりつねとかけ[illegible]
[illegible]人のかくれ[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan